

自動化ゲートの運用について

法務省入国管理局

1 はじめに

本年11月20日から、出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるために、自動化ゲートを成田空港に設置します。自動化ゲートを利用することを希望される日本人の方は、利用前に個人識別情報（指紋）を提供していただき利用希望者登録をして下さい。

2 利用希望者登録

(1) 登録のために必要なもの

有効な旅券
自動化ゲート利用希望者登録申請書

(2) 登録場所及び登録受付時間

下記の場所において登録を受け付けます。ただし、成田空港における登録は、出国する当日に当該出国手続きの前に行う登録のみを受け付けています。ご注意ください。

東京入国管理局

再入国申請カウンター（2階）9時～16時（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く。）

東京入国管理局成田空港支局

第1旅客ターミナル南ウイング出国審査場 8時～17時

第2旅客ターミナル南口出国審査場 8時～17時

(3) 登録手続

申請書及び旅券を提出していただき、その後両手ひとさし指の指紋を提供していただきます。その後、登録担当者から旅券に登録済みのスタンプを受ければ、登録手続は終了し、原則としてその日から自動化ゲートが利用できます。

(4) 登録に当たっての留意事項

登録期限

旅券の有効期間満了日まで登録は有効です。

登録制限

指紋の登録の提供ができない場合等、登録ができない場合もあります。

登録された情報の利用及び提供

登録時に提供のあった指紋を含む情報は、行政機関個人情報保護法に規定する個人情報として取り扱われ、同法に基づいて可能な範囲を超えて利用又は提供されることはありません。

登録の抹消

登録の抹消を希望される方は、登録抹消申出書を提出して下さい。登録は抹消され、提供された指紋情報も消去されます。



3 利用方法

(1) 利用方法

ゲート入口前の旅券リーダーに旅券をかざしていただきます。登録者であることが確認できれば、ゲート入口が開きます。

ゲート内に進み、指紋の提供を行っていただきます。登録者であることが確認できれば、ゲート出口が開きます。これで出国・帰国の確認手続は終了します。

(2) 自動化ゲートを利用した場合、原則として旅券上に出帰国記録（スタンプ）は残りません。